

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年12月第1回訂正分)

株式会社ミラティブ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,176,400株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し6,666,600株(引受人の買取引受による売出し5,643,600株・オーバーアロットメントによる売出し1,023,000株)から7,247,900株(引受人の買取引受による売出し6,149,100株・オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株)への変更及び売出しの条件、並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年12月2日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額722,50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「459,972,400」を「462,678,120」に訂正。
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「459,972,400」を「462,678,120」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
5. 仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,005,822,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「722.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、850円以上860円以下の価格といたします。
上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件による需要状況、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定です。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
当該仮条件は変更されることがあります。仮条件を変更する場合には有価証券届出書の訂正届出書を提出したうえで、変更後の仮条件により改めて需要の申告を受付けることとなり、以降の日程についても変更される可能性があります。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(722.50円)及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(722.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社766,700、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社409,700」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

- (注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「919,944,800」を「925,356,240」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「896,944,800」を「902,356,240」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額902,356千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

① マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

② 新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

③ 採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

④ 長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「5,643,600」を「6,149,100」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,797,060,000」を「5,257,480,500」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「5,643,600」を「6,149,100」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,797,060,000」を「5,257,480,500」に訂正。

「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 1,375,000株」を「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 1,514,400株」に訂正。

「東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階ANRI 3号投資事業有限責任組合 815,300株」を「東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階ANRI 3号投資事業有限責任組合 897,900株」に訂正。

「東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 699,400株」を「東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 770,300株」に訂正。

「PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund V ,L.P. 587,200 株」を「PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund V,L.P. 646,700株」に訂正。

「東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 539,500株」を「東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 594,200株」に訂正。

「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 305,500株」を「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 336,400株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 251,700株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 277,300株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 215,800株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 237,600株」に訂正。

「東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合 107,900株」を東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業有限責任組合 118,800株」に訂正。

「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 54,200株」を「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 59,700株」に訂正。

「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合 36,800株」を「東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合 40,500株」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式6,149,100株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定あります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

5. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定時に決定される売出数は、上記売出数の80%以上かつ120%以下の株数である4,919,300株以上7,378,900株以下の範囲内で決定されます。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバークロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「1,023,000」を「1,098,800」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「869,550,000」を「939,474,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「1,023,000」を「1,098,800」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「869,550,000」を「939,474,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更される可能性があり、需要状況により増加、若しくは減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定される本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V,L.P.、ANRI 3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借り入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,098,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年12月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)1.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシューオプションに係る上限株式数も変更されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

(1) 関心の表明の内容

本訂正届出書提出日(2025年12月2日)時点において、下記の投資家(以下「本投資家」という。)は、本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本募集等」という。)において、下表に記載のとおり、発行価格又は売出価格にて、当社普通株式を購入することへの関心を表明しております。この関心の表明は、当社普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社普通株式の数に影響を与える可能性があるため、その内容を以下に記載いたします。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 <small>(注) 1及び2</small>	本募集等後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 <small>(注) 1及び3</small>
りそなアセットマネジメント株式会社が運用している下記ファンド ・年金投资基金信託株式口0 ・年金投资基金信託株式口Z ・Resona Japan Equity Small Cap(単独運用) ・RM国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・RM国内中小型成長株式マザーファンド ・RM国内小型株式クロスオーバーマザーファンド	最大で取得総額1,200百万円に相当する株式数	8.34%
アセットマネジメントOne株式会社が運用している下記ファンド ・D IAM新興市場日本株ファンド ・D IAM新興企業日本株ファンド ・新興企業日本株ファンド(資産成長型) ・D IAM新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・D IAM成長株オープン・マザーファンド	最大で取得総額380百万円に相当する株式数	2.64%

(注) 1. 下記(注)3. 及び「(2) 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合がこれよりも増減し、又は本投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家が関心を表明した株式数は、上記「関心を表明した投資家名」に記載されたファンドの合算値になります。
3. 本訂正届出書提出日現在の所有株式数及び発行済株式総数に、本募集等に係る株式数を勘案した割合の見込みであります。なお、本投資家が関心を表明した株式数の全てを発行価格及び売出価格の仮条件の下限である850円で取得することを前提として算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家間に資本関係はなく、また、本投資家は共同して当社普通株式を取得するものではありません。本投資家は、本訂正届出書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーロットメントによる売出しにおける関心の表明について」において「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家からは、一定期間当社普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、また、その予定もありません。ただし、本投資家は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家が当社普通株式を長期保有する場合には、本投資家による購入は、当社普通株式の流動性を低下させる可能性があります。

(2) 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家に対して、本投資家が関心を表明した株式数より多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家が当社普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家が購入する当社普通株式について、本募集等により販売される他の当社普通株式と同一の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格との差額は引受人の手取金となります。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日	—	—	—	赤川 隼一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注) 4	新株予約権の権利行使
	=	=	=	グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合無限責任組合員 グロービス5号ファンド有 限責任事業組合組合員 株式会社グロービス・キャ ピタル・バー トナーズ 職務執行者 堀義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △3,054,300 B種優先株式 △241,600 普通株式 3,295,900	=	(注) 6
	=	=	=	ANRI3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ANRI有限責任事業組合員 ANRI株式会社 職務執行者 佐保安理	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー15F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,868,000 B種優先株式 △86,250 普通株式 1,954,250	=	(注) 6
2025年8月29日	=	=	=	テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 佐藤 浩毅	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,245,350 B種優先株式 △431,050 普通株式 1,676,400	=	(注) 6
	=	=	=	Globis Fund V.L.P. its General Partner, Globis Fund V(GP), L.P. Director Yoshito Hori	PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,304,350 B種優先株式 △103,200 普通株式 1,407,550	=	(注) 6
	=	=	=	YJ3号投資事業組合業務執行組合員 Z Venture Capital 株式会社 代表取締役 黄仁棟	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,293,100 普通株式 1,293,100	=	(注) 6

＝	＝	＝	ジャフコSV5 共有投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 ジャフコ グループ株式 会社 代表 取締役 三 好 啓介	東京都港区 虎ノ門一丁 目23番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △732,100 普通株式 732,100	＝	(注) 6
＝	＝	＝	グローバル・ ブレイン7号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役 社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △603,450 普通株式 603,450	＝	(注) 6
＝	＝	＝	グローバル・ ブレイン6号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役 社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △517,250 普通株式 517,250	＝	(注) 6
＝	＝	＝	株式会社MIXI 代表取締役 社長 木村 弘毅	東京都渋谷 区渋谷二丁 目24番12号 渋谷スクラ ンブルスク エア	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 △293,750 普通株式 293,750	＝	(注) 6

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行つております、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款を廃止しております。